

**新型コロナウイルス感染症
緊急経済対策における税制上の措置
(経済産業関係)**

**令和2年4月
経済産業省**

緊急経済対策における税制上の措置（経済産業関係）

（1）固定資産税・都市計画税の軽減

- 中小事業者が負担する**すべての設備や建物等の固定資産税及び都市計画税**について、2020年2～10月の任意の3ヶ月の売上が**前年同期比30%以上減少した場合は1/2に軽減し、50%以上減少した場合は全額を免除**する。
- 中小事業者が**新たに投資した設備等の固定資産税を軽減**する現行の特例措置※について、**対象資産に事業用家屋と構築物を追加**の上、2023年3月末まで**2年間延長**する。
※特例率は、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合（2月末時点で1,642自治体がゼロとしている）。

（2）納税の猶予

- 2020年2月以降、収入が減少（前年同月比▲20%以上）した**すべての事業者**について、**無担保かつ延滞税なしで納税を猶予**する。
- 法人税や消費税、固定資産税など、基本的に**すべての税を対象**とする。

（3）欠損金の繰戻還付の拡充

- 資本金1億円以下の中小企業に限り適用される欠損金の繰戻還付の適用を、**資本金10億円以下の中堅企業に拡大**する。
※例えば2018年度黒字・2019年度赤字の事業者、および2019年度黒字・2020年度赤字の事業者は、2018年度（2019年度）に納めた法人税の一部を取り戻し可能になる。

<その他>



- －自動車取得に係る環境性能割の臨時的軽減措置の延長（2021年3月末まで半年間）
- －中小事業者によるテレワーク等のデジタル化投資の促進（中小企業経営強化税制の拡充）

固定資産税・都市計画税の減免

- 中小事業者の税負担を軽減するため、中小事業者の**保有するすべての設備や建物等の2021年度※の固定資産税及び都市計画税**を、売上の減少幅に応じ、**ゼロまたは1/2**とする。
※2020年度の固定資産税及び都市計画税は、新たな特例措置（収入が前年同月比20%以上減）に基づき、1年間、納税猶予可能。
- 具体的には、2020年2～10月の任意の3ヶ月の売上が**前年同期比30%以上50%未満減少した場合は1/2に軽減し、50%以上減少した場合は全額を免除**する。

<減免対象> ※いずれも市町村税

- ・設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）
- ・事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の 売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上50%未満	 2分の1
50%以上減少	 全額

固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

- 現在、中小企業が**新たに投資した設備**については、自治体の定める条例に沿って、**投資後3年間、固定資産税が免除される（固定ゼロの特例）**。
- 生産性向上に向けた中小企業の新規投資を促進するため、本特例の適用対象に**事業用家屋と構築物※を追加**するとともに、2021年3月末までとなっている**適用期限を2年間延長**する。

※門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など。

<認定スキーム>



対象地域	全国1,646自治体（うち1,642がゼロ（2020年2月末時点）） ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村
対象設備	機械装置・器具备品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの <div style="text-align: center;">↓</div> 事業用家屋と構築物を対象に追加 <ul style="list-style-type: none"> ● 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ● 構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上 向上するもの
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%）を投資後3年間ゼロ～1/2に軽減 ※軽減率は各自治体が条例で定める

納税の猶予

- 2020年2月以降、収入が減少（前年同月比▲20%以上）した**すべての事業者**について、**無担保かつ延滞税なしで納税を猶予**する。
- 法人税や消費税、固定資産税など、基本的に**すべての税を対象**とする。

（標準的な税の納付期限）

- ・法人税 事業年度終了から2ヶ月以内（3月末決算であれば5月末）
- ・消費税 事業年度終了から2ヶ月以内（同上） ※個人事業者は3月末（2020年は4月16日）
- ・申告所得税 3月15日（※2020年は4月16日、ただしその後も柔軟に申告を受付）
- ・固定資産税 基本的に、4～6月で自治体が定める日（第1期分）

現行制度	特例
<ul style="list-style-type: none">● 一定の期間（原則1年）において、大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予。● 原則として、担保の提供が必要。● 延滞税は軽減（年1.6%）	<ul style="list-style-type: none">● 2020年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、収入が減少※した場合に1年間納税を猶予。 ※前年同期比概ね20%以上● 担保は不要。● 延滞税は免除。

欠損金の繰戻還付の拡充

- 現在、資本金 1 億円以下の**中小企業に限り、前年度に納付した法人税の一部還付**を受けられる（欠損金の繰戻還付）。
- 本制度の適用対象を、**資本金10億円以下の中堅企業約 1 万 5 千社に拡大**する。
 - ※ 例えば2018年度黒字・2019年度赤字の事業者、および2019年度黒字・2020年度赤字の事業者は、2018年度（2019年度）に納めた法人税の一部を取り戻し可能になる。

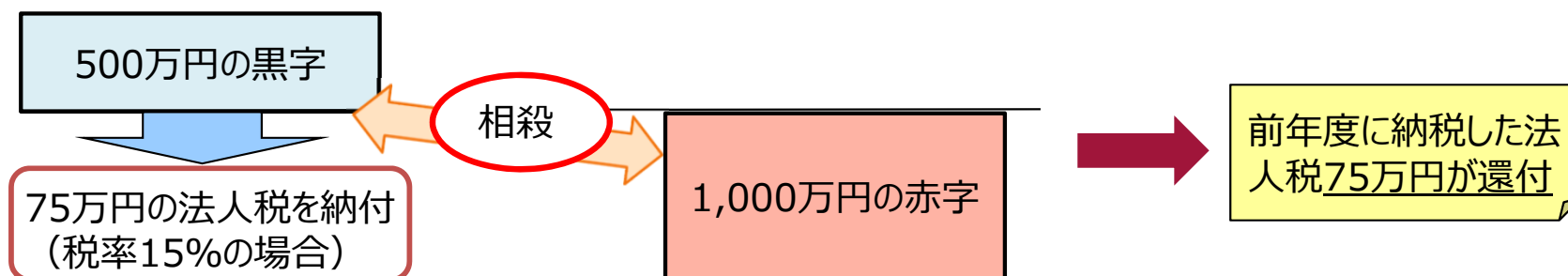
現行	特例※
中小企業者（資本金 1 億円以下）	資本金 1 億円～10億円以下の法人を追加

※2020年2月1日～2022年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用

<欠損金の繰戻しによる還付のイメージ>

【2018年度】（2019年度）

【2019年度】（2020年度）



環境性能割の臨時的軽減措置の延長

- **消費税率引上げに伴う臨時的特例措置**として、2019年10月から2020年9月末までに購入された自家用自動車・軽自動車（中古含む）につき、**環境性能割※の税率1%分を軽減**。
 ※自動車取得時に、燃費等に応じて課される税（都道府県税または市町村税（軽自動車））
- 新型コロナの影響が拡大する中、国内の自動車需要を支える観点から、2021年3月末まで、**6ヶ月間、軽減期間を延長**する。

**臨時的軽減措置を
2021年3月末まで6ヶ月延長**

	2019年10月1日～2021年3月31日 (2020年9月30日までの1年間は 臨時的軽減：赤字)	
	登録車	軽自動車
電気自動車等（※）	非課税	非課税
2020基準 + 20%	非課税	非課税
2020基準 + 10%	1%⇒ 非課税	非課税
2020基準達成	2%⇒ 1%	1%⇒ 非課税
2015基準 + 10%	3%⇒ 2%	2%⇒ 1%
上記以外の自動車	3%⇒ 2%	2%⇒ 1%

※電気自動車等： 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車

テレワーク等のデジタル化投資の促進（中小企業経営強化税制の拡充）

- 新型コロナの拡大により顕在化した社会的課題に対応する**非対面・非接触ビジネスを促進**するため、**中小企業経営強化税制に新たな類型を追加**。
- 事業プロセスの**①遠隔操作、②可視化、③自動制御化を可能とする設備投資**に対し、**即時償却または7%※の税額控除**を認める。 ※資本金3,000万円以下の中小企業者等の場合は10%

現行の中小企業経営強化税制

拡充

類型	生産性向上設備	収益力強化設備	デジタル化設備
要件	<ul style="list-style-type: none"> ①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備 	<ul style="list-style-type: none"> ①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備 	<ul style="list-style-type: none"> ①経営強化法の認定 ②遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具・備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置 ◆工具 ◆器具・備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上） ◆ソフトウェア（70万円以上）
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除（資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%）		

※中小企業者等の要件を満たすNPOや社会福祉法人等も本税制の対象